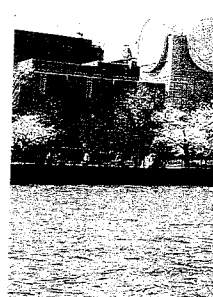


R2.4.24

(第3種郵便物認可)

読者の目



読者のひろば

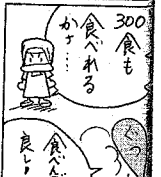
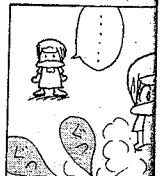
新型コロナウイルスが出る前日、通り抜けぼんぼん舟に乗って見りましたが、天神祭りの場所の桜は、とって

島晃(大阪府吹田市、64歳、元吹田市議)

このほど私は、ハンセン病家族訴訟原告団副団長の黄光男さんと尼崎の心優しい方々と共に、国立療養所長島愛生園(岡山県)に1泊2日の日程で初めて訪問

「読者のひろば」は第2、4金曜日に掲載。

キュウ



・偏見は本人のみならず家族も同じ苦しみです。

私がハンセン病に生涯取り組むきっかけですが、それは愛生園から大阪に来られた回復者の川島保さんとの出会いです。

約1時間、初めて聞く話に驚きと今も残る差別偏見への怒りを強く感じました。

2020 街角弁護士 相談室 《25》



質問

母の銀行預金を引き出そうと思いますが、母は高齢で認知症の症状が出ています。このような場合、家庭裁判所で、成年後見人を選任したほうがよいのでしょうか。

回答

病気や障害等により判断能力が失われたり、判断能力に不安がある人の行為を支援するために、成年後見、保佐、補助という三つの制度があります。家庭

認知症の母の預金を引き出したい



安達悠司弁護士

行預金の引き出し・解約や、財産の処分、契約の締結等ができるようになります。

しかしながら、認知症であるからといって、必ずしも成年後見の制度を利用しなければならぬわけではありません。本人に判断能力が残っている場合は、自ら銀行に赴いたり、委任状を作成して預金の引き出しを行うことも可能です。

ただし、成年後見の制度を利用せずに、他人が関与して預金

を引き出した場合、認知症の症状によっては、預金の引き出し行為自体が無効とされ、後々トラブルになるおそれがあります。

また、一般の人が、本人の判断能力があるかどうかを見極めること自体、困難な場合が少なくありません。

他方で、いったん成年後見の制度を利用すると、後見人等に選任された方は、本人の財産を適正に管理し、毎年報告書を提出する義務や責任が生じます。

成年後見の制度を利用したほうがよいかどうかは、事実ごとに変わりますので、まずは弁護士に相談してみることが一番でしょう。

安達悠司(安達法律事務所・京都弁護士会所属)

終了後、お礼と思い川島さんに握手を求めましたが、握手をしたとき私はドキドキと心臓が高鳴っていました。その時、本当に差別はいけないと言っていた自身の心の底に「大丈夫か」と高鳴る自分の姿がありました。私は思い上がりの心を捨て、本気で差別と向き合う心を決めました。そして、ライフワークとして生涯取り組む決意をしました。